◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第 22 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和６年度　清水港新興津地区岸壁（－15m）本体工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　静岡市清水区貝島地区〔清水区三保地先〕

⑷　工事内容　本工事は、清水港新興津地区岸壁（－15m）の本体工（ハイブリッドケーソン（以下、「ＨＢケーソン」という））を施工するものである。（詳細は入札説明書による。）

⑸　工期　契約締結日から令和８年２月27日まで

⑹　本工事は、資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、例外的に支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、単体有資格業者という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

⑼　本工事は、入札書、技術資料及び技術提案の同時提出を行う工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が、２競争参加資格に定める同種工事（全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒂　本工事は、申請書を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⒃　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる、「出来高部分払方式」の対象工事である。なお、選択に当たっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。

⒄　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

⒅　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒆　本工事における予定価格の作成にあたっては、技術資料・入札書の同時提出期限日を基準として単価等を適用する。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ/ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

(21)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、当面の間、契約後にホームページ及び閲覧場所により公表する。

(22)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(23)　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

(25)　本工事は、見積参考資料の開示時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

(26)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(27)　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下、「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における令和５・６年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該令和５・６年度港湾等鋼構造物工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,100点以上とする。

⑷　平成21年４月１日以降かつ競争参加資格確認資料（以下、資料という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

経常建設共同企業体が単体有資格業者として参加する場合は、すべての構成員が㋐に掲げる同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年３月29日付け国港技第112号）第５条第２項に規定する工事成績評点表の評定点合計（以下、評定点合計という。）が65点未満のものを除く。

㋐　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、本体質量1,000ｔ以上／函の鋼板と鉄筋コンクリートからなる合成構造のケーソン製作工事の施工実績